

注：利水部会のみで使用予定

利水部会意見(案)

031015 版

注1：

- ・委員の皆様へ10/16にお送りしたものと同一内容です。
- ・前回の部会検討会(10/12)に提出されたとりまとめ（案）から修正、追加された箇所を下線を引いています。

注2：第25回委員会（9/30）にて意見書は下記の4部構成とすることが決まっており、本意見（案）は、「IV」にあたります。

＜淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成＞

- I 河川整備の方針について
- II 河川整備の内容について
- III 計画策定における住民意見の反映について
- IV 部会意見（地域別部会、テーマ別部会）

利水部会意見(案)

はじめに

利水部会の開催概要を入れる

1 基本的な考え方

従前、利水にあっては水需要増を前提に、また利水者・自治体等による用途別の水需要予測の積み重ねをもとに、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保するという方式がとられている。こうした河川水への開発依存にあっては、河川の流量はもともと有限であり、取水量にも河川環境からの制約があるため、際限なく水資源を開発することはできない。また、ダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させる。

流域委員会は利水にあっては、これまでの「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行う水供給管理」という考え方を、新たに「水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理・抑制する水需要管理」へと転換する必要があると提言した。

とりわけ琵琶湖・淀川水系にあっては琵琶湖総合開発事業をはじめとする水資源開発が実施され、利水の水量面での安定化はかなりはかられてきており、上記転換は可能である。

この点「基礎原案」では「4. 河川整備の方針」の「4.4 利水」の項において、その第1の項目に「水需要の抑制」をかかげ、その具体化事項として水需要の抑制、水需要の精査確認、水利権の見直しと用途間転用、既存水資源開発施設の再編と運用の見直し、を盛り込んでいることは「提言」にある利水についての理念転換としての「水需要管理」の考え方に則り、その基本的内容を具体化するものであり、高く評価できるとともに、注目に値する。

しかし、原案に理念転換に根差した具体的整備方針を表しているにもかかわらず、基本的な理念転換の考え方が伝わってこない。それは「3. 河川整備の基本的な考え方」の項において、利水についての理念転換の考え方が明確にされていないからであり、かつ何のための「水需要抑制」であるのかということが明記されていないからであろう。

そこで、「3. 河川整備の基本的な考え方」の項の 6. にかかげられている4つの項目の一つに、利水についての基本的な考え方として新しい理念を明確にする意味で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要の抑制・管理を進める。」との主体的な姿勢を明記すべきである。

2 各項目別の指摘事項

近畿圏は琵琶湖・淀川水系の豊富な水資源に支えられ、他の地域と比べて相対的に安定した水利用が実現してきたのであり、その結果1人当たり水需要量は比較的高い水準になっている。このような状況から、近畿圏において水需要を抑制することは可能であり、水資

源開発に伴う経済的費用および環境への負荷を鑑みると、むしろ積極的に水需要の抑制を進めていくべきである。

しかしながら、このような努力をしたとしても、人口や経済活動の変化により、利用できる水資源量（水利権量）以上に水需要が大きくなる利水者が出てくることは否定できない。そのような場合でも、すでに自らの需要量に対して過大となった水利権を持っている利水者からの水利転用を計ること、また地下水の適正利用、雨水利用および再生水の利用等により、必要な水源を確保することが十分可能であり、河川水の新たな利水量の開発は行うべきではない。

なお、少雨による異常渇水が生じた場合には、利水者間で協調した節水努力を行うとともに、水源を融通しあう体制を整備することによって渇水を乗り切るべきである。

(1) 水需要の抑制

1) 水需要の抑制

- ・ 水需要の抑制に関して、「基礎原案」の「4. 河川整備の方針 4・4 利水」の項では、「再利用や雨水利用を含めた具体的方策により、水需要の抑制を図るべく、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化する。」と述べられている点については、今後の水需要の抑制に踏み込んだ表現として注目に値する。しかしながら、「5. 具体的な整備内容」では、その具体的な実施内容についてまったくふれられていない。この点について、今後の計画を明確に示すべきである。
- ・ 「水需要の抑制」には、主に、政策的に水需要の抑制へ誘導する方策と具体的な節水対策とがあり、この両者がうまく機能することにより、水需要の抑制が可能になると考えられる。しかしながら、「基礎原案」ではこのいずれの事項にも全くふれられていないという点で不十分である。
- ・ 水需要の抑制へ誘導する方策に関しては、逓増料金体系等の費用負担のあり方、これを実現するための制度・条例等の仕組みについて調査・検討していくことが必要である。また、水の費用負担に関して、水需要を抑制する努力に対して費用負担が軽くなる、あるいは取水量の増加に伴って費用負担が重くなるような制度を導入すべきである。
- ・ 節水対策としては、雨水利用や排水などの再利用を図るべきであり、これらを可能とするための節水技術・節水機器の現状と将来動向などについて把握しておく必要がある。この節水方策と前記の誘導的な方策をあわせて水需要の抑制を実効あるものとするべきである。参考にすべき例として、水事情がかなり異なっているものの、福岡都市圏で取り組まれている節水施策、条例等がある。
- ・ 水利権審査にあたって水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）を精査確認するとなっている。この際、利水者が、

具体的な節水計画・節水目標をもっているか、また、送水・浄水ロス率の改善、漏水防止の努力等を行なっているかについても評価すべきである。

- ・ 水需要管理協議会の場においても、協議事項に、日常的な節水施策を取り入れるべきである。

2) 水需要の精査確認

- ・ 水需要は水利権更新の際に精査確認するとしているが、水利権更新に至る迄の期間が、相当長くなるものがあり、また、与えている水利権と現実の使用実態に大きな乖離を生じているものがあると考えられる。こういった点から、水需要の精査確認は、実態を調査の上、権利と実態の乖離が大きいものから見直し計画を立て早急に実施していくべきである。
- ・ 現在事業中の各ダムに関わる水需要の精査確認は早急に実施すべきである。
- ・ 現状の水需要予測では、利水者が過去の実績値から将来の水需要を推測し、各々の利水者の水需要を積み上げる方式が用いられている。こういったことでは需要抑制のための雨水利用や再利用への取り組み、節水の努力や節水技術の進展が反映できない。このような観点を取り入れた精査確認が必要である。
- ・ こういった点から、河川管理者は、水需要の精査確認にあたって、自らが流域全体の水需要を把握・予測する姿勢も持つべきである。常日頃から水需要の実態動向を把握し、雨水利用や・再利用・節水の努力や節水技術の進展を盛り込んだ水需要予測を行なって、利水者が的確な水需要の予測を行っているかどうかを検討できる体制を整えておく必要がある。
- ・ 水需要の精査確認の結果を公表することは透明性の確保という点から歓迎する。そのためには、河川管理者と利水者が相互に水需要の精査確認の必要性を明確に共有し、理解・協力できるようにしておく必要がある。
- ・ 水需要の精査確認、水利権の見直し及び適切な用途間転用を行なうことによって、将来の適正な利水容量の把握と利水の適切な再配分計画が可能となり、既存水資源の有効利用と河川環境の維持・保全に寄与する。こういった点から、水需要の精査確認、水利権の見直し及び適切な用途間転用が、早急に実施されることを期待する。

3) 水利権の見直しと用途間転用

- ・ 「水利権の見直し」の表現は、通常の水利権更新の考え方のみであり、新規水資源開発の際の考え方が示されていない。
- ・ 用途間の転用は、水需要の精査確認を行って、新規水需要に対して、他の事業者等に余裕があればそれを融通するということである。転用の意義と目的を明確にすべきである。
- ・ この水融通を円滑に行うために、転用のルールを提案するのがここで記載すべき具体的な整備内容のはずである。利水部会からその考え方のたたき台が示されているので、検

討して河川管理者の「水需要管理」の姿勢を一層鮮明にする必要がある。

- ・用途間転用は転用元・転用先の調整が安定供給、費用負担を含めて協議されるのであろうが、具体的に大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道を取りあげ、河川管理者が自らその可能性を検討することは評価され、推進すべきである。望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。
- ・水利権更新案件に農水関連が多い。すでにふれているが、農水の利水実態把握、慣行水利権の許可水利権化にあって農政との連携・協働をさらに進めるべきである。

4) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図ることは新規水資源開発を原則としておこなわないことに結びつくもので望ましい方向である。
- ・取水実態をよりの確に把握した上でダムによる効率的な補給をはかることは当然であり、検討の上、実施されたい。
- ・既存水資源開発施設の容量の再編にあっては、水需要の精査・確認とあいまって、その必要性が十分検討される必要がある。また、一方の利水容量の再編が河川の流況と自然環境に及ぼす影響や、容量再編の規模、費用負担のあり方を含め、代替案比較等、十分検討する必要がある。
- ・少雨化傾向、水供給の実力低下、利水安全度の低下、渇水頻度の増大は一連の現象であるとの認識の下、それらの対応を安易にダムに頼ることなく、水量的には農水や下水処理水の還元水の存在（すでに考慮済みか）、実際に使っていない未利用水量あるいは容量があるとすればその活用、水需要の抑制による利水安全度の向上、既存のダムの効率的運用、治水等含めた水位管理の見直し等の施策も踏まえ、様々な代替案を検討すべきである。
- ・既存水資源開発施設の運用については、すでに既設ダム群の連携・統合運用につとめているが、さらにその実を高めるべく利水実態の把握や統合運用ルールの高度化を図るべきである。

(2) 渇水への対応

- ・緊急的な渇水時対応でなく、渇水時の被害を最小限に抑える対策として平常時の情報交換はもとより早い段階からの情報提供を行い、取水調整の円滑化をはかるとともに節水の呼びかけを行う。
- ・現行の取水実績に応じた渇水調整ルールでは、水を多く使用していたユーザーが、渇水時には優遇されることになり、平時からの水の抑制につながりにくい。また、提案にある各利水者間の安定供給確保への努力（投資）に応じた渇水調整方式では、利水者の困窮度を反映しないばかりか投資力のあるユーザーが有利になるような弱者切捨てにつな

がるおそれがある。渇水調整のルールは、互譲精神に則り、水の融通性を高め、水の使用抑制が進むインセンティブが働くようなルール作りを行うべきで、そのためにも一つの要素として水需要抑制の努力が反映されるような新たな渇水調整方式の確立が望まれる。

- ・森林の保水力を高めておくことも必要であり、水源涵養林等への河川管理者のかかわりを強めるべきではないか。

(3) 渇水対策会議の改正を調整---水需要管理協議会

- ・渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議の開催をさらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策を含め、総合的に検討するための組織として水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とあわせ高く評価したい。調整が必要と思われるが新しい協議会への移行を進められたい。
- ・流域全体での期別ごとの利水関連の情報が一元管理され、協議会メンバーが情報共有できるようなモニタリング、情報共有システムの整備も必要である。
- ・水需要管理協議会における住民の参加は必要であり、参加メンバーとして市民団体、地域住民など3名程度の複数名が参加すべきである。